

## 最低制限価格及び低入札価格調査制度運用の一部見直しについて

本市では、ダンピング受注による公正な取引秩序の阻害、下請業者へのシワ寄せ、安全対策の不徹底等を未然に防止することを目的として、「低入札価格調査制度」及び「最低制限価格制度」を適用しています。

このたび、運用の一部を見直しましたのでお知らせします。

### ○ 見直しの内容

1. 現行の「最低制限価格」の算出基準を下記のとおり変更します。

#### 【最低制限価格の算出基準】

改正後	現行
<p>(最低制限価格の設定)</p> <p>最低制限価格は、予定価格算定の基礎となった次に掲げる額（円未満は切捨て）の合計額（ただし、その額が工事価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合は10分の9.2を乗じて得た額とし、工事価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合は10分の7.5を乗じて得た額）から1万円未満の端数を切り捨てた額に100分の110を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 直接工事費額（ただし、建築工事及び設備工事はこれに10分の9.5を乗じて得た額）に10分の9.7を乗じて得た額</p> <p>(2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額</p> <p>(3) 現場管理費相当額に10分の9を乗じて得た額</p> <p>(4) 一般管理費等の額に10分の<u>6.8</u>を乗じて得た額</p>	<p>(最低制限価格の設定)</p> <p>最低制限価格は、予定価格算定の基礎となった次に掲げる額（円未満は切捨て）の合計額（ただし、その額が工事価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合は10分の9.2を乗じて得た額とし、工事価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合は10分の7.5を乗じて得た額）から1万円未満の端数を切り捨てた額に100分の110を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 直接工事費額（ただし、建築工事及び設備工事はこれに10分の9.5を乗じて得た額）に10分の9.7を乗じて得た額</p> <p>(2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額</p> <p>(3) 現場管理費相当額に10分の9を乗じて得た額</p> <p>(4) 一般管理費等の額に10分の<u>5.5</u>を乗じて得た額</p>

2. 現行の「低入札調査基準価格」を下記のとおり変更します。

【低入札調査基準価格】

改正後	現行
<p>(調査基準価格)</p> <p>調査基準価格は、原則として、予定価格算定の基礎となった次に掲げる額の合計額に、消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額を加えた額とする。ただし、その額が予定価格の10分の9.2を超える場合は予定価格に10分の9.2を乗じた額とし、予定価格の10分の7.5に満たない場合は予定価格に10分の7.5を乗じた額とする。</p> <p>(1) 直接工事費の97%</p> <p>(2) 共通仮設費の90%</p> <p>(3) 現場管理費の90%</p> <p>(4) 一般管理費の<u>68%</u></p>	<p>(調査基準価格)</p> <p>調査基準価格は、原則として、予定価格算定の基礎となった次に掲げる額の合計額に、消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額を加えた額とする。ただし、その額が予定価格の10分の9.2を超える場合は予定価格に10分の9.2を乗じた額とし、予定価格の10分の7.5に満たない場合は予定価格に10分の7.5を乗じた額とする。</p> <p>(1) 直接工事費の97%</p> <p>(2) 共通仮設費の90%</p> <p>(3) 現場管理費の90%</p> <p>(4) 一般管理費の<u>55%</u></p>